



宮 崎 県 公 報

平成28年 3 月14日（月曜日）号外 第 4 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
例……………	(人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 1 号）

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、平成27年の公民較差に基づく職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（初任給調整手当） 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万 2,200円</u> （2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万 300円</u> （3）・（4） [略]	（初任給調整手当） 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万 3,300円</u> （2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万 500円</u> （3）・（4） [略]

2・3 〔略〕

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条の3まで及び附則第13項第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第8条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第3条第5項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4及び附則第16項において「特定管理職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第6号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第7号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第7号において

2・3 〔略〕

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第8条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（第3条第5項に規定する職員を除く。）でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定管理職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

3 〔略〕

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 〔略〕

(勤勉手当)

第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受け

同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の85を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

イ [略]

3～5 [略]

附 則

13 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（第3条第5項に規定する職員及び再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）給料月額 当該特定職員の給料月額に 100分の1を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100分の99を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））

（2）地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

（3）定時制通信教育手当 当該特定職員の定時制通信教育手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の3第1項に規定する割合を乗じて得た額）

（4）産業教育手当 当該特定職員の産業教育手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の4第1項に規定する割合を乗じて得た額）

（5）農林漁業普及指導手当 当該特定職員の農林漁業普及指導手当の月額に 100分の1を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に第6条の5第2項に規定する割合を乗じて得た額）

（6）期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の

るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額の総額

（2）前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

イ [略]

3～5 [略]

附 則

合計額（第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- （7） 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額（第 8 条の 4 第 4 項において準用する第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 8 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 8 条の 4 第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- （8） 第 9 条の 2 第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 9 条の 2 第 1 項 前各号に定める額

イ 第 9 条の 2 第 2 項又は第 3 項 第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 9 条の 2 第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 9 条の 2 第 6 項 第 6 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6 級
公安職給料表	7 級
教育職給料表(一)	4 級
教育職給料表(二)	4 級
研究職給料表	5 級
医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日 に 特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

15 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 6 条の 7 から第 6 条の 9 まで及び第 8 条の 9 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 8 条の 8 の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び人事委員会規則で定める額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に 100 分の 1 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及び人事委員会規則で定める額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

16 附則第 13 項の規定が適用される間、第 8 条の 4 第 2 項第 1 号アに定める額は、同号アの規定にかかわらず、同号アの規定により算出した額から、同号アに掲げる職員で附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 0.75（特定管理職員にあつては、100 分の 0.95）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 75（特定管理職員にあつては、100 分の 95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

17～20 〔略〕

13～16 〔略〕

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		

	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
再任用 職員以 外の職 員	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
	78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
	79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
	80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			
	81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000			
	82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300			
	83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600			
	84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800			
	85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000			
	86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100				
	87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400				
	88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600				
	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400	380,300					
	95		294,000	341,900	380,700					
	96		294,400	342,300	381,100					
	97		294,600	342,400	381,400					
	98		294,900	342,900	381,900					
	99		295,300	343,300	382,300					
	100		295,700	343,600	382,700					

	101		295,900	343,900	383,000					
	102		296,200	344,300						
	103		296,600	344,700						
	104		296,900	345,100						
	105		297,100	345,600						
	106		297,400	346,000						
	107		297,800	346,400						
	108		298,100	346,800						
	109		298,300	347,300						
	110		298,700	347,700						
	111		299,100	348,000						
	112		299,400	348,300						
	113		299,500	348,800						
	114		299,800							
	115		300,100							
	116		300,500							
	117		300,700							
	118		300,900							
	119		301,200							
	120		301,500							
	121		301,900							
	122		302,100							
	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 9 条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第 2 公安職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
	48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	

再任用 職員以 外の職 員	49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
	50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
	51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
	52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
	53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
	54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
	55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
	56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
	57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
	58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
	59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
	60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
	61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
	62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
	63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
	64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
	65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
	66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
	67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
	68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
	69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
	70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
	71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
	72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
	73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
	74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
	75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
	76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
	77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
	78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
	79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
	80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
	81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
	82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
	83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
	84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
	85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
	86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
	87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
	88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
	89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
	90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
	91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
	92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
	93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
	94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900			
	95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300			
	96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,700			
	97	302,900	326,900	353,700	384,500	416,000			
	98	304,100	328,200	354,900	384,900	416,400			
	99	305,300	329,500	356,000	385,500	416,800			
	100	306,500	330,800	357,200	386,000	417,200			

	101	307,700	332,200	358,300	386,400	417,500				
	102	308,700	333,100	359,400	386,900					
	103	309,800	334,200	360,500	387,500					
	104	310,800	335,400	361,700	388,000					
	105	311,600	336,500	362,900	388,300					
	106	312,200	337,600	363,400	388,700					
	107	312,800	338,600	364,000	389,200					
	108	313,500	339,700	364,600	389,500					
	109	314,000	340,900	365,200	389,800					
	110	314,500	341,900	365,700	390,300					
	111	315,000	342,900	366,200	390,800					
	112	315,600	343,800	366,700	391,300					
	113	316,400	344,700	367,100	391,600					
	114	317,100	345,600	367,500	392,100					
	115	317,800	346,600	368,100	392,600					
	116	318,500	347,600	368,600	393,100					
	117	319,100	348,600	369,000	393,400					
	118	319,900	349,100	369,500	393,900					
	119	320,600	349,700	370,100	394,400					
	120	321,400	350,300	370,600	394,900					
	121	322,000	350,600	370,700	395,300					
	122	322,300	351,000	371,300	395,800					
	123	322,800	351,500	371,800	396,200					
	124	323,300	351,900	372,200	396,700					
	125	323,600	352,300	372,700	397,100					
	126		352,700	373,200	397,600					
	127		353,200	373,700	398,000					
	128		353,600	374,200	398,500					
	129		354,000	374,500	398,900					
	130		354,400	375,000	399,400					
	131		354,800	375,500	399,800					
	132		355,200	376,000	400,300					
	133		355,400	376,300	400,700					
	134		355,900	376,800						
	135		356,300	377,200						
	136		356,600	377,600						
	137		356,900	377,900						
	138		357,300	378,400						
	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用 職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 教育職給料表（第 3 条関係）
ア 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400
	2	212,200	273,700	321,000	405,700
	3	214,400	276,500	324,100	408,100
	4	216,600	279,300	327,200	410,600
	5	218,700	282,200	330,400	413,000
	6	220,900	284,700	333,200	415,500
	7	223,100	286,900	336,000	417,900
	8	225,200	289,300	338,700	420,400
	9	227,500	292,000	341,700	422,300
	10	229,900	294,500	344,800	424,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200
	12	234,700	299,500	351,200	429,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500
	15	241,800	306,100	358,800	435,700
	16	244,200	308,200	361,400	438,000
	17	246,300	310,400	364,000	440,300
	18	249,400	312,600	366,200	442,700
	19	252,500	314,700	368,500	445,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400
	21	258,500	318,800	372,800	449,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800
	23	264,400	324,000	377,000	454,200
	24	267,300	326,800	379,100	456,500
	25	270,100	329,100	380,900	458,500
	26	272,700	331,300	382,700	460,700
	27	275,200	333,600	384,600	462,800
	28	277,900	336,100	386,500	465,000
	29	280,800	338,500	388,500	467,100
	30	283,200	340,700	390,200	469,400
	31	285,400	342,800	391,900	471,600
	32	287,800	344,900	393,600	473,700
	33	290,400	347,100	395,400	475,600
	34	292,600	349,400	397,200	477,700
	35	295,100	351,700	398,800	480,000
	36	297,500	353,900	400,600	482,200
	37	300,000	355,900	401,900	484,300
	38	301,700	357,900	403,500	486,300
	39	303,500	360,000	405,100	488,200
	40	305,200	361,900	406,700	490,100
	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000
	43	309,000	367,600	411,100	495,700
	44	309,900	369,400	412,700	497,600

	45	310,900	371,400	414,100	499,500
	46	312,000	373,200	415,700	501,300
	47	313,100	374,800	417,100	503,100
	48	314,200	376,600	418,700	505,000
	49	315,200	378,500	420,100	506,700
	50	316,300	380,100	421,400	508,400
	51	317,200	381,900	422,700	510,200
	52	318,200	383,600	424,000	512,100
	53	319,400	384,900	424,700	513,700
	54	320,400	386,400	425,700	515,300
	55	321,500	387,800	426,600	517,000
	56	322,500	389,400	427,500	518,600
	57	323,600	390,800	428,400	520,200
	58	324,700	392,200	429,300	521,500
	59	325,800	393,500	430,200	522,800
	60	326,800	395,000	431,100	524,000
	61	327,900	396,300	432,000	525,200
	62	328,900	397,700	432,900	526,200
	63	330,000	399,200	433,900	527,200
	64	331,100	400,700	435,000	528,200
再任用 職員以 外の職 員	65	332,000	401,700	435,900	528,800
	66	333,100	402,800	436,900	529,700
	67	334,000	403,800	437,900	530,600
	68	335,100	404,900	438,800	531,500
	69	336,000	405,900	439,800	532,400
	70	337,100	406,800	440,800	533,200
	71	338,100	407,600	441,700	533,900
	72	339,200	408,400	442,700	534,400
	73	339,800	409,200	443,700	535,100
	74	340,800	410,100	444,600	535,600
	75	341,800	410,900	445,500	536,400
	76	342,800	411,700	446,500	537,000
	77	343,800	412,400	447,300	537,500
	78	344,800	412,800	447,800	
	79	345,700	413,100	448,500	
	80	346,600	413,400	449,100	
	81	347,600	413,700	449,900	
	82	348,600	414,000	450,600	
	83	349,600	414,200	450,900	
	84	350,600	414,500	451,500	
	85	351,200	414,800	451,900	
	86	351,800	415,100	452,200	
	87	352,400	415,400	452,500	
	88	353,000	415,700	452,800	
	89	353,600	415,900	453,100	
	90	354,000	416,200		
	91	354,400	416,500		
	92	354,900	416,800		

	93	355,400	417,000		
	94	355,800	417,300		
	95	356,300	417,600		
	96	356,800	417,900		
	97	357,400	418,100		
	98	357,900	418,400		
	99	358,300	418,700		
	100	358,800	418,900		
	101	359,200	419,100		
	102	359,700	419,400		
	103	360,000	419,700		
	104	360,500	419,900		
	105	361,000	420,100		
	106	361,400			
	107	361,900			
	108	362,400			
	109	362,800			
	110	363,300			
	111	363,800			
	112	364,200			
	113	364,600			
	114	365,000			
	115	365,500			
	116	365,900			
	117	366,300			
	118	366,700			
	119	367,200			
	120	367,600			
	121	367,900			
	122	368,300			
	123	368,800			
	124	369,100			
	125	369,500			
	126	370,000			
	127	370,500			
	128	370,900			
	129	371,300			
	指定1				706,000
	指定2				761,000
	指定3				818,000
再任用 職員		281,600	292,600	314,500	398,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	
	45	234,600	293,400	358,700	409,400	
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	

	49	240,100	303,400	366,500	415,500
	50	241,600	305,800	368,300	416,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500
	52	244,300	310,700	372,200	420,000
	53	245,600	313,100	374,100	421,700
	54	246,800	315,300	375,900	423,200
	55	248,200	317,400	377,700	424,800
	56	249,400	319,600	379,400	426,400
	57	250,700	321,900	380,900	427,900
	58	251,800	324,000	382,500	429,400
	59	253,000	326,200	384,200	430,600
	60	254,200	328,200	385,900	431,800
	61	255,500	330,400	387,100	433,000
	62	256,900	332,500	388,500	434,300
	63	258,300	334,700	389,900	435,600
	64	259,500	336,900	391,200	436,800
	65	260,900	338,800	392,600	438,000
	66	262,400	341,000	393,800	439,200
	67	264,000	343,100	395,200	440,400
	68	265,700	345,300	396,600	441,600
	69	267,200	347,300	397,900	442,800
	70	268,600	349,200	399,200	444,000
	71	270,000	351,300	400,600	445,200
	72	271,500	353,300	401,900	446,400
再任用 職員以 外の職 員	73	272,600	355,100	403,200	447,500
	74	274,000	357,000	404,600	448,100
	75	275,400	358,800	406,000	448,600
	76	276,700	360,700	407,300	449,100
	77	278,100	362,600	408,500	449,600
	78	279,300	364,300	409,700	
	79	280,500	366,000	411,000	
	80	281,700	367,600	412,400	
	81	282,900	369,100	413,700	
	82	284,100	370,600	414,900	
	83	285,300	372,100	415,900	
	84	286,500	373,500	417,100	
	85	287,700	374,600	418,300	
	86	288,800	376,000	419,500	
	87	290,000	377,400	420,700	
	88	291,200	378,700	421,700	
	89	292,400	380,000	422,800	
	90	293,500	381,300	423,800	
	91	294,700	382,500	424,800	
	92	295,900	383,800	425,800	
	93	296,700	385,100	426,700	
	94	297,700	386,200	427,500	
	95	298,800	387,500	428,300	
	96	300,000	388,700	429,100	
	97	301,000	390,100	429,900	
	98	302,100	391,100	430,300	
	99	303,100	392,200	430,700	
	100	304,200	393,200	431,100	

101	305,100	394,100	431,500
102	306,200	395,100	431,800
103	307,300	396,200	432,100
104	308,300	397,300	432,400
105	308,900	398,000	432,700
106	309,800	398,900	433,000
107	310,600	399,800	433,300
108	311,400	400,700	433,500
109	312,300	401,500	433,700
110	312,700	402,400	434,000
111	313,100	403,200	434,300
112	313,600	404,000	434,500
113	314,200	404,600	434,700
114	314,600	405,300	435,000
115	315,100	406,000	435,300
116	315,600	406,700	435,500
117	316,200	407,300	435,700
118	316,700	407,800	
119	317,100	408,200	
120	317,600	408,600	
121	318,100	409,000	
122	318,500	409,300	
123	319,000	409,600	
124	319,500	409,800	
125	320,100	410,000	
126	320,400	410,300	
127	320,700	410,600	
128	321,000	410,800	
129	321,200	411,000	
130	321,500	411,300	
131	321,800	411,600	
132	322,100	411,800	
133	322,300	412,000	
134	322,500	412,300	
135	322,700	412,600	
136	323,000	412,800	
137	323,300	413,000	
138	323,500	413,300	
139	323,800	413,600	
140	324,100	413,800	
141	324,300	414,000	
142	324,500	414,300	
143	324,800	414,600	
144	325,000	414,800	
145	325,300	415,000	
146	325,500		
147	325,800		
148	326,100		
149	326,300		
150	326,500		
151	326,800		
152	327,100		

	153	327,300				
	154	327,500				
	155	327,800				
	156	328,100				
	157	328,300				
	158	328,500				
	159	328,800				
	160	329,100				
	161	329,300				
	162	329,500				
	163	329,800				
	164	330,100				
	165	330,300				
	166	330,500				
	167	330,800				
	168	331,100				
	169	331,300				
	170	331,500				
	171	331,800				
	172	332,100				
	173	332,300				
再任用 職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000

	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
	52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
	53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
	54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
	55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
	56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
	57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
	58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
	59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
	60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
再任用 職員以 外の職 員	61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
	62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
	63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
	64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
	65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
	66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
	67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
	68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
	69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
	70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
	71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
	72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
	73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
	74	260,200	317,400	387,400		
	75	261,600	318,500	388,000		
	76	262,900	319,600	388,700		
	77	264,000	320,700	389,400		
	78	265,200	321,700	390,000		
	79	266,500	322,600	390,600		
	80	267,700	323,500	391,200		
	81	269,100	324,600	391,800		
	82	270,400	325,400	392,400		
	83	271,700	326,100	393,000		
	84	272,900	326,900	393,600		
	85	274,100	327,400	394,100		
	86	275,200	327,900	394,600		
	87	276,500	328,400	395,100		
	88	277,700	328,900	395,800		
	89	278,700	329,200	396,200		
	90	279,900	329,700	396,700		
	91	281,100	330,200	397,200		
	92	282,300	330,700	397,900		
	93	283,300	331,000	398,300		
	94	284,300	331,400	398,800		
	95	285,300	331,900	399,300		
	96	286,300	332,400	400,000		
	97	286,900	332,900	400,400		
	98	287,800	333,400	400,900		
	99	288,500	333,900	401,400		
	100	289,400	334,400	402,100		

	101	290,300	334,900	402,500		
	102	291,000	335,400	403,000		
	103	291,700	335,900	403,500		
	104	292,400	336,400	404,200		
	105	293,100	336,900	404,600		
	106	293,600	337,300			
	107	294,100	337,800			
	108	294,600	338,200			
	109	294,800	338,700			
	110	295,200	339,100			
	111	295,500	339,600			
	112	295,800	340,000			
	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用 職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 医療職給料表（第 3 条関係）
ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300

	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
再任用 職員以 外の職 員	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	

	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000

再任用 職員以 外の職 員	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
	52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
	53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
	54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
	55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
	56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
	57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
	58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
	59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
	60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
	61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
	62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
	63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
	64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
	65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
	66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
	67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
	68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
	69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
	70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
	71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
	72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
	73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
	74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
	75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
	76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
	77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
	78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
	79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
	80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
	81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
	82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
	83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
	84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
	85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
	86		288,300	324,200	345,100	386,700		
	87		288,500	324,400	345,400	387,100		
	88		288,700	324,800	345,700	387,500		
	89		289,100	325,200	346,100	387,900		
	90		289,300	325,600	346,400	388,400		
	91		289,500	326,000	346,800	388,800		
	92		289,700	326,400	347,100	389,200		
	93		290,100	326,700	347,500	389,600		
	94		290,300	326,900	347,800			
	95		290,500	327,300	348,100			
	96		290,800	327,600	348,400			
	97		291,200	327,800	348,700			
	98		291,500	328,100	349,100			
	99		291,700	328,400	349,500			
	100		292,000	328,700	349,900			

	101		292,300	328,900	350,400			
	102		292,500	329,200	350,800			
	103		292,700	329,600	351,200			
	104		293,000	329,800	351,600			
	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用 職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800

	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
	52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
	53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
	54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
	55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
	56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
	57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
	58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
	59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
	60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
	61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
	62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600
	63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
	64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
	65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
	66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
	67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
	68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
	69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
	70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
	71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
	72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
	73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
	74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
	75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
	76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
	77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
	78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
	79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
	80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
	81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
	82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
	83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
	84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
再任用 職員以 外の職 員	85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
	86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
	87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
	88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
	89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
	90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
	91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
	92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
	93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
	94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,800	
	95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,300	
	96	282,300	315,100	348,500	365,900	392,700	
	97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,100	
	98	284,000	316,100	349,300	367,000		
	99	284,600	316,700	349,800	367,500		
	100	285,500	317,400	350,200	368,000		

101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		
135	299,200	329,800		
136	299,500	330,200		
137	299,700	330,500		
138	300,000	330,900		
139	300,400	331,300		
140	300,700	331,700		
141	300,900	332,000		
142	301,300	332,400		
143	301,700	332,700		
144	302,000	333,100		
145	302,100	333,400		
146	302,400	333,800		
147	302,700	334,200		
148	303,100	334,600		
149	303,300	334,900		
150	303,500	335,300		
151	303,800	335,700		
152	304,100	336,100		

	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用 職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）<u>第24条第 6 項の規定に基き</u>、職員の給与に関し、必要な事項を規定することを目的とする。 (給料) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>人事委員会規則で定める</u>。 4 任命権者は、<u>すべての</u>職員の職務の級を人事委員会規則で定める基準に従い決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。 5～7 [略] 第 8 条の 3 [略] 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）第14条又は第45条に規定する期間（当該一時差止処分を受けた者が職員の場合にあっては法第49条の 3 に規定する期間）が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる</u>。 3～6 [略] (勤勉手当) 第 8 条の 4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100分の 75（特定管理職員にあっては、 100分の 95）、12月に支給する場合においては 100分の 85（特定管理職員にあっては、 100分の 105）</u>を乗じて得た額の総額 イ 第 3 条第 5 項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100分の 85、12月に支給する場合においては 100分の 90</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）<u>第24条第 5 項の規定に基づき</u>、職員の給与に関し、必要な事項を規定することを目的とする。 (給料) 第 3 条 [略] 2 [略] 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第 6 から別表第10までに定めるとおりとする。この場合において、別表第 6 から別表第10までに掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類して人事委員会規則で定めるものとする</u>。 4 任命権者は、<u>全ての</u>職員の職務の級を前項及び人事委員会規則で定める基準に従い決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。 5～7 [略] 第 8 条の 3 [略] 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文に規定する期間（当該一時差止処分を受けた者が職員の場合にあっては法第49条の 3 に規定する期間）が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる</u>。 3～6 [略] (勤勉手当) 第 8 条の 4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の 80（特定管理職員にあっては、 100分の 100）</u>を乗じて得た額の総額 イ 第 3 条第 5 項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 87.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に

、6月に支給する場合においては100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

イ [略]

3～5 [略]

（義務教育等教員特別手当）

第8条の6 中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員には、市町村立の小学校又は中学校に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2・3 [略]

100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

イ [略]

3～5 [略]

（義務教育等教員特別手当）

第8条の6 中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員には、市町村立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

2・3 [略]

別表第6 行政職給料表級別基準職務表（第3条関係）

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主査の職務 2 主任主事又は主任技師の職務
4級	1 出先機関の課長の職務 2 主幹の職務 3 副主幹の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 委員会等の事務局の課長補佐の職務 3 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 4 困難な業務を行う主幹の職務
6級	1 本庁の課長又は室長の職務 2 委員会等の事務局の課長の職務 3 出先機関の長又は次長の職務
7級	1 本庁の次長又は局長の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長又は室長の職務 3 委員会等の事務局の長の職務 4 委員会等の事務局の次長の職務 5 困難な業務を行う委員会等の事務局の課長の職務 6 困難な業務を行う出先機関の長又は次長の職務
8級	1 本庁の部長又は会計管理者の職務 2 困難な業務を行う本庁の次長又は局長の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 困難な業務を行う委員会等の事務局の次長の職務 5 特に困難な業務を行う出先機関の長の職務
9級	1 困難な業務を行う本庁の部長又は会計管理者の職務 2 特に困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 3 特に重要かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務

備考

1 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（

昭和22年法律第67号）第 138条第 1 項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第 180条の 5 第 1 項第 1 号の規定により置かれる教育委員会、同項第 3 号の規定により置かれる人事委員会、同項第 4 号の規定により置かれる監査委員及び同条第 2 項第 2 号の規定により置かれる労働委員会の事務局をいう。

2 この表において「会計管理者」とは、地方自治法第 168条第 1 項の規定により置かれる会計管理者をいう。

別表第 7 公安職給料表級別基準職務表（第 3 条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	1 警察本部又は警察署の主任の職務 2 巡査長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
3 級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う警察本部又は警察署の主任の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務
4 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務 4 特に困難な業務を行う警察本部又は警察署の主任の職務
5 級	1 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を行う係長の職務
6 級	1 警察本部の課長の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 3 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務
7 級	1 警察本部の参事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 警察署の長の職務
8 級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の参事官の職務 3 特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 4 困難な業務を行う警察署の長の職務
9 級	1 困難な業務を行う警察本部の部長の職務 2 特に困難な業務を行う警察本部の参事官の職務 3 特に困難な業務を行う警察署の長の職務

別表第 8 教育職給料表級別基準職務表（第 3 条関係）

ア 教育職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 助教の職務 2 助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学長又は教授の職務

イ 教育職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎

	指導員の職務
2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭又は実習教師の職務
特 2 級	主幹教諭又は指導教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

別表第 9 研究職給料表級別基準職務表（第 3 条関係）

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	主任技師の職務
3 級	1 試験研究機関の部長、室長又は支場長の職務 2 副部長の職務 3 主任研究員の職務
4 級	特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の総括、調整を行う試験研究機関の部長、室長又は支場長の職務
5 級	極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の総括、調整を行う試験研究機関の部長、室長又は支場長の職務

別表第10 医療職給料表級別基準職務表（第 3 条関係）

ア 医療職給料表(一)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	1 出先機関の課長の職務 2 主幹の職務 3 主査の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う技師の職務
3 級	1 出先機関の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務
4 級	困難な業務を行う出先機関の長の職務

イ 医療職給料表(二)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「栄養士等」という。）である技師の職務
2 級	1 薬剤師又は獣医師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任技師の職務 3 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師である技師の職務 4 特に困難な業務を行う栄養士等である技師の職務
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 出先機関の課長の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務

	6 級	1 出先機関の長又は次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の課長の職務
	7 級	困難な業務を行う出先機関の長又は次長の職務
	ウ 医療職給料表(三)級別基準職務表	
	職務の級	基準となる職務
	1 級	准看護師である技師の職務
	2 級	1 保健師、助産師又は看護師である技師の職務 2 困難な業務を行う准看護師である技師の職務
	3 級	1 副看護師長の職務 2 主査又は主任保健師の職務 3 主任技師の職務 4 困難な業務を行う保健師、助産師又は看護師である技師の職務
	4 級	1 看護師長又は副主幹の職務 2 困難な業務を行う副看護師長の職務 3 困難な業務を行う主査又は主任保健師の職務 4 困難な業務を行う主任技師の職務
	5 級	1 出先機関の課長の職務 2 総看護師長又は主幹の職務 3 困難な業務を行う看護師長又は副主幹の職務 4 特に困難な業務を行う副看護師長の職務
	6 級	1 出先機関の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 3 困難な業務を行う総看護師長又は主幹の職務

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>（職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u> 4 職員の給与に関する条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 8 条の 2 第 3 項の規定の適用については、同項中「第 8 条の 8」とあるのは、「 <u>附則第15項</u> 」とする。	附 則

第 4 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号） <u>第24条第 6 項</u> 及び警察法（昭和29年法律第 162号）第56条第 2 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を規定することを目的とする。	（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号） <u>第24条第 5 項</u> 及び警察法（昭和29年法律第 162号）第56条第 2 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を規定することを目的とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 5 条 職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（退職手当の支払の差止め） 第13条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第 160号）第14条第 1 項又は第45条に規定</u>	（退職手当の支払の差止め） 第13条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第 1 項本文に規定する期間</u>

する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 〔略〕

が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 〔略〕

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

第 6 条 職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（この条例の目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年12月法律第 261号。以下法という。） <u>第24条第 6 項の規定に</u> 基き、公務のため旅行する職員（地方警察職員及び県立学校職員（大学職員を除く。）を除く。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を規定することを目的とする。	（この条例の目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。） <u>第24条第 5 項の規定に</u> 基つき、公務のため旅行する職員（地方警察職員及び県立学校職員（大学職員を除く。）を除く。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 7 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>370,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>418,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>470,000円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>531,000円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>606,000円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>708,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>828,000円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>370,000円</u>	2	<u>418,000円</u>	3	<u>470,000円</u>	4	<u>531,000円</u>	5	<u>606,000円</u>	6	<u>708,000円</u>	7	<u>828,000円</u>	（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td><u>371,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>419,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>471,000円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>532,000円</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>607,000円</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>709,000円</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>829,000円</u></td></tr></table>	号給	給料月額	1	<u>371,000円</u>	2	<u>419,000円</u>	3	<u>471,000円</u>	4	<u>532,000円</u>	5	<u>607,000円</u>	6	<u>709,000円</u>	7	<u>829,000円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>370,000円</u>																																
2	<u>418,000円</u>																																
3	<u>470,000円</u>																																
4	<u>531,000円</u>																																
5	<u>606,000円</u>																																
6	<u>708,000円</u>																																
7	<u>828,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>371,000円</u>																																
2	<u>419,000円</u>																																
3	<u>471,000円</u>																																
4	<u>532,000円</u>																																
5	<u>607,000円</u>																																
6	<u>709,000円</u>																																
7	<u>829,000円</u>																																

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- （2）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- （3）高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- （4）特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- （5）特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- （6）極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- （7）極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

3～6 〔略〕

（給与条例の適用除外等）

第 8 条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2

3～6 〔略〕

（給与条例の適用除外等）

第 8 条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2

第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 155」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 155」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 160」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第 8 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 24 条第 6 項</u>の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与条例の適用除外等） 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「<u>100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の</u>	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 24 条第 5 項</u>の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員を含む。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 （給与条例の適用除外等） 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「<u>、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の</u>

の 160」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

137.5」とあるのは「100分の 157.5」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第 9 条 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年宮崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1） [略] （2）～（6） [略] （7） 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 （8）・（9） [略] （人事委員会の報告事項） 第 5 条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（3） [略] （4） 不利益処分に関する不服申立ての状況	（任命権者の報告事項） 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1） [略] （2） <u>職員の人事評価の状況</u> （3）～（7） [略] （8） <u>職員の退職管理の状況</u> （9） 職員の研修の状況 （10）・（11） [略] （人事委員会の報告事項） 第 5 条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）～（3） [略] （4） 不利益処分に関する<u>審査請求の状況</u>

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 10 条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 47 号。附則別表第 4 において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日において同表の左欄に掲げる職員である者）にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成 33 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額）から附則別表第 5 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。	附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年宮崎県条例第 47 号。附則別表第 4 において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日において同表の左欄に掲げる職員にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成 33 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から附則別表第 5 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。

2 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年3月31日までの間」とあるのは「平成33年3月31日までの間（医療職給料表(三)の適用を受ける職員で平成23年4月1日にその者の属する職務の級が4級に降格した者のうち人事委員会規則で定めるもの（以下「平成23年度格付職員」という。））にあっては、人事委員会規則で定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、平成23年度格付職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応する人事委員会が定める給料月額とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。

3～5 〔略〕

2 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年3月31日までの間」とあるのは「平成33年3月31日までの間（医療職給料表(三)の適用を受ける職員で平成23年4月1日にその者の属する職務の級が4級に降格した者のうち人事委員会規則で定めるもの（以下「平成23年度格付職員」という。））にあっては、人事委員会規則で定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、平成23年度格付職員に係る平成33年4月1日以降の減額後の差額相当額は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応する人事委員会が定める給料月額とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。

3～5 〔略〕

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （施行日前の異動者の号給の調整） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給料の切替えに伴う経過措置） 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（<u>職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額</u>）を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条第1項（同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。 4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（<u>同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員</u>を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	附 則 （施行日前の異動者の号給の調整） 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員（<u>職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員に限る。以下同じ。</u>）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給料の切替えに伴う経過措置） 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が<u>施行日に第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）</u>に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）附則第7条第1項（同条例附則第7条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。 4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（<u>同項の規定の適用を受ける職員</u>を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「<u>施行日に第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）</u>又は第4条の規定による改正前の

- 5 附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 9 施行日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与と条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

- 5 附則第3項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第3項中「施行日に第1条の規定による改正前の職員給与と条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定を適用した場合にその者が受けることとなる給料月額（当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額を含む。）」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 9 施行日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる第1条の規定による改正後の職員給与と条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

〔略〕

第12条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
附 則			附 則		
<u>（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）</u>					
9 施行日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。					
第5条の5第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の5第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の6	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合			
第5条の10第2項	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額			
10	〔略〕		9	〔略〕	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）、第 3 条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、第 7 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、第 10 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の平成 17 年改正条例」という。）及び第 11 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下「改正後の平成 27 年改正条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 4 改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の平成 17 年改正条例又は改正後の平成 27 年改正条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第 7 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第 10 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例又は第 11 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の平成 17 年改正条例又は改正後の平成 27 年改正条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。